住民の皆さんへ【案】

　　　　　　　自治会長

明和町では自治会長、民生委員、消防団、防災ネットワーク員、小学校、幼稚園、保育所、PTA、保護者会の代表者、老人クラブ等防災関係者による地域防災懇談会が開催されています。

災害が発生又は発生するおそれがある場合、地域で安否確認を行うことで、迅速な安否確認、救助活動ができ、減災につながります。

平成27年度に実施された地域防災懇談会で、災害時に、地域の皆様の安否確認等を行う際、誰が避難してきて、誰が来ていないのか確認するための台帳がないため、各世帯の状況を記した『世帯台帳』が必要だとの意見がありました。

そこで、当自治会で、災害が発生した場合、災害が発生するおそれがある場合又は防災訓練時に、緊急連絡及び安否確認のために必要な情報を記載した『世帯台帳』を作成することにいたしました。

つきましては、皆様のご理解、ご協力をお願いします。

【世帯台帳を作成する目的】

* 災害が発生した場合又は災害が発生するおそれがある場合に、緊急連絡及び安否確認をするために必要な情報を世帯台帳として作成し、災害発生時等に備えることを目的とします。

【世帯台帳の管理】

* 自治会が管理します。
* 行政がもっている住民基本台帳と、実際の生活の場所とが一致していません。
* 実際にそのお家で生活されている方の情報が必要です。
* 災害が発生した場合、自治会単位で安否確認等を実施することで早期に安否確認が完了し、行方不明者を特定でき、救助や捜索を開始することができます。

そのため、自治会で世帯台帳の作成に取り組み、その管理は、自治会が行います。

○世帯台帳提出後、記載内容に変更が生じた場合は、その都度、修正してください。

【世帯台帳の使用】

* 世帯台帳は、災害が発生した場合、災害が発生するおそれがある場合又は防災訓練以外では、使用しません。
* 本人の承諾なしに、第三者へ情報提供することはありません。

ただし、次の場合等自治会で決めた場合は除きます。

1. 法令に基づく場合
2. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
3. 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合
4. 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
5. その他、自治会で決めた場合

【世帯台帳の記入方法】

* 「世帯台帳　記入例」を参考に記入してください。

【提出先及び提出期限】

* 平成　　年　　月　　日までに自治会長に提出してください。
* ご提出後、記載内容に変更が生じた場合は、その都度、修正してください。
* 世帯台帳のご提出は、強制するものではありません。提出したくない方は、提出していただかなくてもかまいません。
* 提出にあたって、記入したくない項目は記入していただかなくてもかまいません。